

令和5年度テールゲートリフター特別教育講習等助成金のご案内

標記の件につきまして、労働災害防止対策特別支援措置事業の労働安全衛生規則等の一部改正に伴う支援の一環として、今年度新たに実施されることとなったテールゲートリフター特別教育講習等に係る費用に対して一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内致します。

記

1. 申請期間 令和6年2月1日(木) ～ 令和6年2月29日(木)
(土日祝祭日及び休館日は除く)
※但し、令和5年4月1日(土)から令和6年2月29日(木)までに講習の受講が修了したものを対象とする。
2. 助成金額
 - ・テールゲートリフター特別教育インストラクター講座
1名につき15,000円
 - ・テールゲートリフター特別教育講習
1名につき 1,000円
3. 助成率 5,000千円(全ト協のみの助成)
※申請期間内であっても、助成率に達した時点で打ち切り予定です。
4. 申請要領 別添「令和5年度テールゲートリフター特別教育講習等助成金交付請求書」に必要事項を記入し、①受講に関する証明(修了証等)の写し、②受講料納付に関する証明(領収証又は銀行振込書、ネットバンキング等)の写しを添えて申請する。
5. 注 意 県内の会員事業者所属の役員及び従業員が受講した講習に対して行う。
6. 備 考
 - ・テールゲートリフター特別教育インストラクター講座
陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び栃木県支部開催の講習を受講したものが対象となります。
 - ・テールゲートリフター特別教育講習
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部又は栃木労働局登録教習機関・自動車学校が開催の講習を受講したものが対象となります。
※登録教習機関以外が開催したものは補助対象外となります。

※本助成金は全ト協の助成金となっており、次年度以降の助成金は現時点では予定されておりません。

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 総務部
TEL 028-658-2515 FAX 028-658-6929